平成２９年（フ）第１４号
石川県羽咋郡志賀町矢田４の３番地１、従前の住所石川県羽咋郡志賀町町31の32番地３
債務者　三野　正彦
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第１５号
石川県羽咋郡志賀町矢田４の３番地１
債務者　三野　正子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第５６号
長野県松本市波田6857番地　養護老人ホーム温心寮
債務者　鈴木　　厚
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第５０号
兵庫県西宮市段上町２丁目２番35―102号
債務者　前垣　祐太
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４３号
兵庫県尼崎市今福２丁目10番８号
債務者　宮松　　孝
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４４号
兵庫県西宮市戸田町２番６―202号
債務者　岡本　典子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５７号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目３番２―304号
債務者　末岡　有味
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６号
金沢市専光寺町ホ148―１、住民票上の住所金沢市古府１丁目209番地　コンフォルターブル302号（従前々の住所）石川県白山市横江町1244番地６
債務者　野本　正洋
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４６号
金沢市疋田町ロ205番地
債務者　舟橋内装こと　舟橋　　健
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１号
兵庫県宝塚市仁川高台１丁目２番４号
債務者　松中　　剛
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
兵庫県宝塚市仁川高台１丁目２番４号
債務者　松中久仁子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
兵庫県宝塚市山本南１丁目30番７号プリメント昭陽301号
債務者　大濱加奈子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５１９号
兵庫県芦屋市清水町２番27―308号
債務者　藤田　貴久
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８５号
兵庫県西宮市山口町上山口２丁目22番19号ベルメゾン北六甲206号
債務者　谷村亜恋こと谷村アコこと中野愛子こと　谷村　明子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１８号
兵庫県尼崎市西本町８丁目345番地ケイ・クリスタルⅡ　1002号
債務者　山本　　惠
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３０号
福島県田村市大越町上大越字鷹待田195番地鷹待田団地105号
債務者　菅野　君江
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２１８号
神戸市北区星和台２丁目13番地の10
債務者　小林ウメ子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部